

第289回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時：令和5年3月20日（火）午後2時から
場所：倉吉シティホテル 3F カサブランカ

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事録署名人の指名
- 4 議 事
 - (1) 漁業権一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問事項）
・・・【資料1】
 - (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規定（協議事項）
・・・【資料2】
 - (3) 公聴会の開催計画について（協議事項）
・・・【資料3】
 - (4) コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示について（協議事項）
・・・【資料4】
 - (5) 第五種共同漁業権魚種の増殖目標量について（協議事項）
・・・【資料5】
 - (6) 鳥取県水産振興局における令和5年度の予算について（報告事項）
・・・【資料6】
 - (7) その他
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

第289回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：令和3年1月1日～令和6年12月31日)

<委員会>

区分	氏名	所属等	備考
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長	会長職務 代理
	じくはら よしお 竺原 吉男	天神川漁業協同組合 理事	
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合	
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	会長
	みたに るみ 三谷 るみ	社会福祉法人あすなる会 介護職員	
学識経験 (3名)	おおたに みちこ 大谷 道子	日野川水系漁業協同組合 職員	
	やまさき ひろこ 山崎 寛子	株式会社荒谷建設コンサルタント 職員	
	しもだ ゆかり 下田 由歌理	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 非常勤職員	

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	係長	本田 夏海
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	水産技師	西田 智亮
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	清家 裕

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
次長	松田 成史	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長補佐
書記	橋本 和輝	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 主事



資料1-1

第202200303893号
令和5年3月16日

鳥取県内水面漁場管理委員会
会長 安藤 重敏 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

鳥取県内水面漁場計画(案)について(諮問)

このことについて、別紙のとおり作成しましたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項で準用する同法第64条第4項の規定により諮問します。

担当
農林水産部水産振興局
漁業調整課
漁業調整担当 西田
電話 : 0857-26-7318
ファクシミリ : 0857-26-8131

鳥取県内水面漁場計画（案）

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の千代川本流及び支流。
ただし、湖山川を除く。

(ア) 北緯 35 度 32 分 31.57 秒 東経 134 度 11 分 46.89 秒

(鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200)

(イ) 北緯 35 度 32 分 27.93 秒 東経 134 度 11 分 37.90 秒

(鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（さくらますを含む。）漁業	
	いわな漁業	
	あまご（さつきますを含む。）漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内
水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(2) 公示番号 内共第2号

ア 漁場の位置 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の天神川本流及び支流

(ア) 北緯 35 度 30 分 14.67 秒 東経 133 度 51 分 32.03 秒

(東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端)

(イ) 北緯 35 度 30 分 12.82 秒 東経 133 度 51 分 18.48 秒

(東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（さくらますを含む。）漁業	
	いわな漁業	
	あまご（さつきますを含む。）漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内
水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(3) 公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、
日野町及び江府町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の日野川本流及び支流

- (ア) 北緯 35 度 27 分 20.58 秒 東経 133 度 22 分 33.59 秒
 (西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000)
- (イ) 北緯 35 度 27 分 22.70 秒 東経 133 度 22 分 19.62 秒
 (米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(4) 公示番号 内共第4号

ア 漁場の位置 鳥取市

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を鳥取市賀露町の賀露大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同市六反田及び金沢の金六橋下流端に沿って結んだ線までの湖山川及び湖山池

- (ア) 北緯 35 度 31 分 58.69 秒 東経 134 度 11 分 41.06 秒
 (イ) 北緯 35 度 31 分 59.20 秒 東経 134 度 11 分 39.41 秒
 (ウ) 北緯 35 度 29 分 31.91 秒 東経 134 度 7 分 40.08 秒
 (エ) 北緯 35 度 29 分 32.19 秒 東経 134 度 7 分 39.50 秒

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ(やまとしじみ)漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 公示番号 内共第5号

ア 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同町大字引地の東郷橋下流端に沿って結んだ線までの橋津川、東郷池及び東郷川

- (ア) 北緯 35 度 30 分 20.37 秒 東経 133 度 52 分 32.74 秒
 (イ) 北緯 35 度 30 分 19.34 秒 東経 133 度 52 分 30.18 秒
 (ウ) 北緯 35 度 27 分 57.63 秒 東経 133 度 53 分 50.84 秒

(エ) 北緯 35 度 27 分 56.74 秒 東経 133 度 53 分 49.52 秒

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ (やまとしじみ) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
	すずき漁業	

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

オ 関係地区 東伯郡湯梨浜町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

2 類似漁業権以外の漁業権

なし

内共第1号

【漁場の区域】

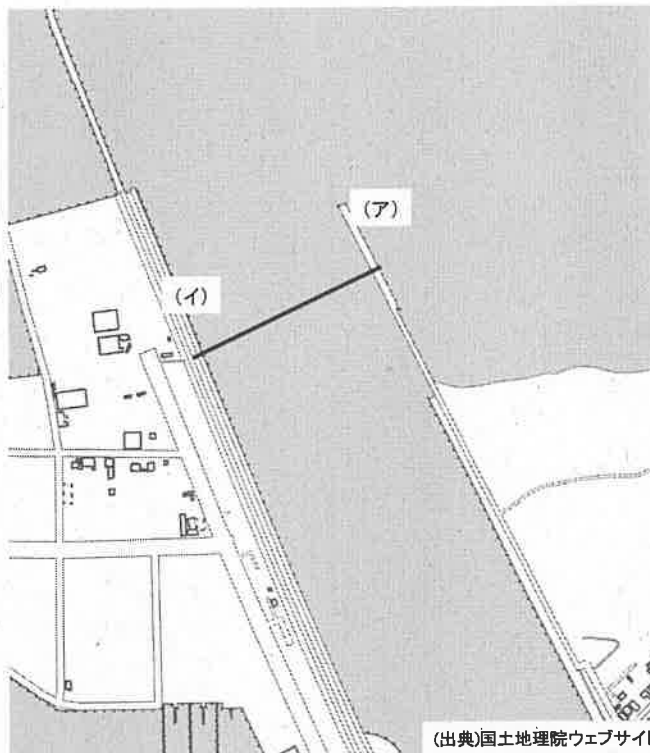
次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。

(ア)北緯35度32分31.57秒東経134度11分46.89秒

(鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標0K200)

(イ)北緯35度32分27.93秒東経134度11分37.9秒

(鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標0K200)



(出典)国土地理院ウェブサイト

内共第2号

【漁場の区域】

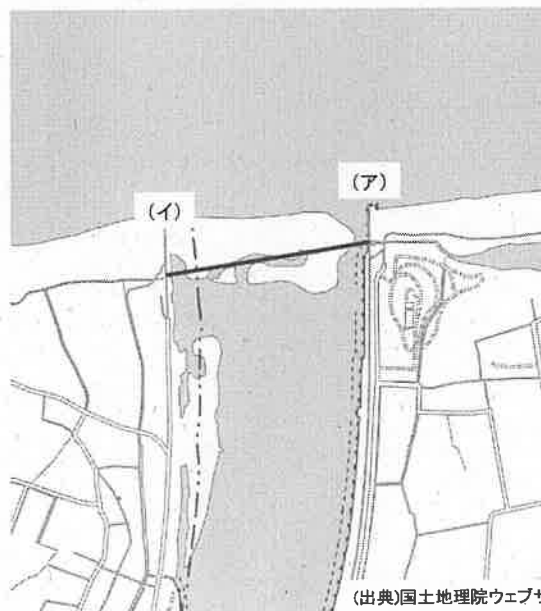
次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の天神川本流及び支流

(ア)北緯35度30分14.67秒東経133度51分32.03秒

(東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端)

(イ)北緯35度30分12.82秒東経133度51分18.48秒

(東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端)



(出典)国土地理院ウェブサイト

内共第3号

【漁場の区域】

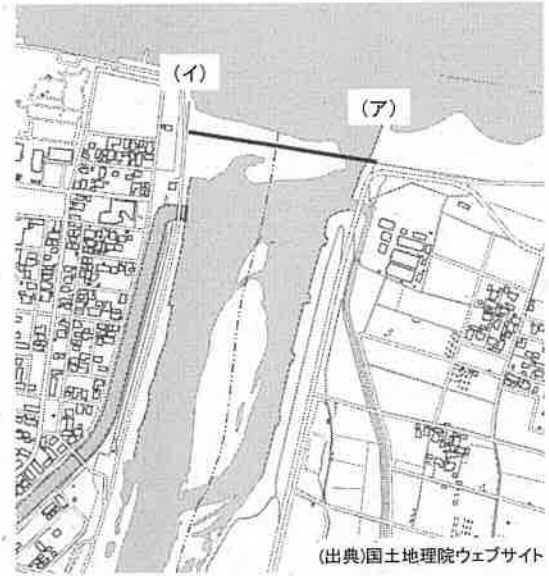
次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の日野川本流及び支流

(ア)北緯35度27分20.58秒東経133度22分33.59秒

(西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標0K000)

(イ)北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.62秒

(米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標0K000)



内共第4号

【漁場の区域】

次の(ア)と(イ)を鳥取市賀露町の賀露大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同市六反田及び金沢の金六橋下流端に沿って結んだ線までの湖山川及び湖山池

(ア)北緯35度31分58.69秒 東経134度11分41.06秒

(イ)北緯35度31分59.20秒 東経134度11分39.41秒

(ウ)北緯35度29分31.91秒 東経134度7分40.08秒

(エ)北緯35度29分32.19秒 東経134度7分39.50秒



(出典)国土地理院ウェブサイト

内共第5号

【漁場の区域】

次の(ア)と(イ)を東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同町大字引地の東郷橋下流端に沿って結んだ線までの橋津川、東郷池及び東郷川

(ア)北緯35度30分20.37秒 東経133度52分32.74秒

(イ)北緯35度30分19.34秒 東経133度52分30.18秒

(ウ)北緯35度27分57.63秒 東経133度53分50.84秒

(エ)北緯35度27分56.74秒 東経133度53分49.52秒



(出典)国土地理院ウェブサイト

鳥取県内水面漁場計画（案）について

令和5年3月

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

本県内水面に設定している現漁業権は、令和5年8月31日をもって、存続期間（10年間又は5年間）が満了します。

次期漁業権の免許に当たっては、漁業権の具体的な免許内容等を定める漁場計画を作成する必要があります。

このたび、漁場計画（案）を作成したことから、漁業法（以下「法」という。）第67条第2項において準用する法第64条第4項の規定に基づき、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものです。

なお、漁場計画（案）の作成に当たり、令和5年2月15日から3月7日までの間、第67条第2項において準用する法第64条第1項に規定された利害関係人からの意見聴取のため、パブリックコメントを実施しましたが、意見はなかったため、令和5年1月17日の第287回委員会に協議した漁場計画（素案）の内容と変更はありません。

1 漁場計画の検討の経過と今後のスケジュール（根拠法令は準用規定含む）

<経過>

①関係漁業協同組合への聞取調査（～R4.11）

②鳥取県内水面漁場管理委員会への方針協議（R4.12.5）

：漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望

③市町村への方針説明(R4.12.19)：意見なし

④漁場計画（素案）の作成

・鳥取県内水面漁場管理委員会への協議（R5.1.17）：意見なし

・パブリックコメントの実施（R5.2.15～R5.3.7）：意見なし、公表 …法第64条第1項、第2項

<今後のスケジュール（想定）>

⑤漁場計画の案の作成 …法第64条第3項

・鳥取県内水面漁場管理委員会への諮問（R5.3） …法第64条第4項

・鳥取県内水面漁場管理委員会において公聴会開催の上、答申（R5.4） …法第64条第5項

⑥漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日等の公示 …法第64条第6項

（R5.5.31までに：免許予定日は公示の日から起算して三月を経過した以後の日）…法第64条第7項

⑦免許の申請受付、審査 …法第69条外

・鳥取県内水面漁場管理委員会への諮問、答申（R5.7～8） …法第70条外

⑧免許（漁業権の取得）（R5.9.1） …法第73条外

漁業権行使規則、遊漁規則等の認可（R5.9.1） …法第106条外

2 鳥取県内水面漁場計画（素案）に係る利害関係人の意見聴取（パブリックコメント）の結果

(1) 実施内容

1) 募集期間

令和5年2月15日（水）から3月7日（火）まで

2) 募集内容

鳥取県内水面漁場計画（素案）についての意見

3) 対象者

当該水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者及びその他利害関係人

4) 周知方法

本課ホームページで公開するとともに、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場に概要チラシ等関係書類を配架した。また、報道関係への資料提供を行うとともに、関係漁協等へは関係書類を郵送した。

(2) 実施結果

意見はなかった。

3 内水面漁場計画の要件への適合（法第67条第2項で準用する法第63条関係）

要件	漁場計画（案）の対応	概要
①それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること	それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。	○関係漁業協同組合への聞取調査（～R4.11） ○鳥取県内水面漁場管理委員会への協議（12/5：漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望、1/17：意見なし） ○市町村への方針説明（12/19）：意見なし ○利害関係人の意見募集（3/7ㄮ切）：意見なし ○公益関係者への意見照会（3/7ㄮ切）：意見なし
②内水面漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（以下、「活用漁業権」という。）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（以下、「類似漁業権」という。）が設定されていること	適切かつ有効に活用されている漁業権は類似漁業権を設定。	○既存のすべての漁業権について適切かつ有効に活用されているか確認を行った。 ○適切かつ有効でないと判断された次の漁業について漁業権から除外した。 ・東郷池の「ごかい漁業」 ○上記以外の漁業は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更していない。
③前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること	該当なし （「団体漁業権」「個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権）」は、法改正により、新たに定義され、区画漁業（養殖業）について整理が必要だが、内水面に区画漁業権の設定はない）	—
④前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び利害関係人への意見徴取の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。	該当なし （新規漁業権の設定なし）	—
⑤漁業権の存続期間について、法定期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。	法定期間より短い存続期間を定めた漁業権は、漁業調整のため必要な範囲内である。	○湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。 ○湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許を計画した。
⑥都道府県知事は、内水面漁場計画の作成に当たっては、内水面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない内水面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。	現在、漁業権が存しない内水面で漁業生産上重要な内水面はない。	○現在、漁業権の設定が可能な内水面には、すべて漁業権を設定。

4 鳥取県内水面漁場計画（案）の概要と主な検討内容

本県内水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、内水面全体が最大限に活用される漁場計画を作成します。

それぞれの漁業権が、内水面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保します。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定します。

○漁業権に関する事項

(1) 第一種共同漁業（採貝採藻漁業）

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（湖山池は令和10年8月31日）

番号	漁業の名称	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第4号	しじみ（やまとしじみ）	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5年）
内共第5号	しじみ（やまとしじみ）、 ごかい	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し

【主な検討内容】

- ・免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。
 - ・対象水産動植物は、漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。
 - ・東郷池の「ごかい」について、利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
 - ・「ごかい」以外は、湖山池、東郷池ともに「しじみ（やまとしじみ）」のみ。適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。
 - ・湖山池について、10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。
 - ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応するため短期免許とする。
- （湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。）

(2) 第五種共同漁業（あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業）

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（湖山池は令和10年8月31日）

番号	漁業の名称（※）	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第1号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第2号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第3号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第4号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5年）
内共第5号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	東郷池	東郷湖漁協	

※ 「やまめ」には「さくらます」を含む。「あまご」には「さつきます」を含む。

条 件

- ・生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

【主な検討内容】

- ・内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業に該当しないもので漁協に免許され、免許を受けた漁協には対象水産動物の増殖と適切な漁場の管理の義務が課せられる。
- ・漁業生産上重要であり、かつ増殖行為が行われ、採捕者が多数いることから資源保護の必要性が高い魚種を設定する。

地区	漁業の名称	検討の概要
千代川	ぶらうんとらうと	<ul style="list-style-type: none"> ・一部水域に移入しており、今後遊漁者が増える可能性があることから新規の設定要望があったが、「水産分野における産業管理外来種（※）」ではあるが、増殖義務を伴う第五種共同漁業権の新規設定による増殖行為により、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるため、増殖行為は適切でなく、新たな設定は行わない。 ※ ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3魚種が分類。外来生物法の規制はないが、生態系や水産業に被害を及ぼすおそれがあるため、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが必要。

地区	漁業の名称	検討の概要
湖山池	ぼら、すずき	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁者が増加し、網漁具に絡まるなどして漁業に影響が出ているため、採捕者の一定の管理が必要なこと、また、若い組合員が増え、<u>シジミだけでない漁業振興を図りたい</u>の思いから再設定（H25 に漁業権から除外）の要望があったが、現時点、<u>出荷量は多くなく漁業生産上の重要性は低いこと、増殖行為についても手法の検討が必要なことから設定しない。</u> ・<u>遊漁者との利用調整については、必要に応じて内水面漁場管理委員会の指示等により対応を検討する。</u>
	全ての漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。 ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許とする。 ※ 湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25 より5年間の短期免許としている。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

(参考)

1 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容を定めるもの）に基づき漁協等に免許されます。

現在、本県の内水面では、共同漁業権7件（第一種（採貝採藻）、第五種（あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業）が設定されています。

【第一種共同漁業】…対象水産動植物について、漁協組合員が採捕藻類、貝類等を目的とする漁業。

【第五種共同漁業】…対象水産動物について、漁協組合員、遊漁者が採捕

内水面において営む漁業で第一種共同漁業に該当しないもの。漁協に免許され、免許を受けた漁協には対象水産動物の増殖と適切な漁場の管理の義務が課せられる。

これは、内水面が一般に、自然的豊度が低く、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれ大きいこと、そこを生業の場とする漁業者の数が少なく、また、主に兼業として営んでいる者が多く、漁協の組合員以外の採捕者（遊漁者等）も多いことから、漁協が適切に漁場及び資源を管理し、漁業者、採捕者、遊漁者及び地域住民による利用の調和などの漁場秩序の維持、水面の有効活用及び内水面の資源の維持増大による漁業生産力の維持増大を図り、内水面の資源的価値を高めようとするものである。

漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有します。

敷設もしくは使用中の漁具のき損等により採捕を妨害する行為や、漁場内における採捕の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為など、漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。

2 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われます。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成します。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、水域環境等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としています。

※ 改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等の海面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備

(改正漁業法で規定された漁場計画に定める漁業権の内容の主な要件)

- ・それぞれの漁業権が、管轄する水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。
- ・適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定。

【根拠法令】 漁業法（抜粋）

（都道府県による水面の総合的な利用の推進等）

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二款 内水面漁場計画

第67条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

- 2 第62条第2項（第一号に係る部分に限る。）、第63条第1項（第六号を除く。）及び第二項並びに第64条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第62条第二項中「海区（第136条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第64条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

（内水面漁場計画）

第67条第2項で準用する第62条

- 2 内水面漁場計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該内水面に設定する漁業権について、次に掲げる事項
 - イ 漁場の位置及び区域
 - ロ 漁業の種類
 - ハ 漁業時期
 - ニ 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）
 - ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別
 - ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第四項において同じ。）
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

（内水面漁場計画の要件等）

第67条第2項で準用する第63条 内水面漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。
 - 二 内水面漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。
 - 三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。
 - 四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。
 - 五 前条第二項第一号ニについて、第75条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。
- 2 都道府県知事は、内水面漁場計画の作成に当たっては、内水面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない内水面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（内水面漁場計画の作成の手続）

第67条第2項で準用する第64条 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて内水面漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県知事は、内水面漁場計画を作成したときは、当該内水面漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、内水面漁場計画の変更について準用する。

鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する 取扱手続規程の改正について

1 改正理由

漁業法改正に伴う変更（第1条、第4条～第7条関係）

2 改正案

改正 後	改正 前
鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程	鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する <u>取扱</u> 手続規程
改正 令和5年3月20日 第289回委員会	<u>(新設)</u>
(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法第64条第5項の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法第11条第4項の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
(日時、案件の公示) 第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。 2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。 (1) <u>鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課のホームページに掲載</u> (2) <u>委員会事務局の窓口等での縦覧、配布</u> 3 (削除)	(日時、案件の公示) 第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。 2 前項の公示は下に掲げる <u>いずれかの方法</u> によるものとする。 (1) <u>県の公報に掲載</u> (2) <u>掲示</u> 3 <u>前項第2号の掲示の場所は、本委員会事務局及び関係市町村役場とする。</u>
(文書の提出) 第5条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）は、 <u>委員会が別に定める期日までに当該案件に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要等を郵便、ファクシ</u>	(文書の提出) 第5条 <u>委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。</u>

<p><u>ミリ、電子メール等で提出することにより申し出なければならない。</u></p> <p>(公述者の範囲) 第6条 <u>公聴会における公述者の範囲は、本県内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人とする。</u></p> <p>(公述の機会の公平) 第7条 <u>委員会の会長（以下、「会長」という。）は、第5条の規定による申出が多く、公聴会の期日において、全ての者に意見を述べさせることができないと認めるときは、公述者の数を制限することができる。この場合において、会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知する。</u></p>	<p>(公述者の範囲) 第6条 <u>公聴会における公述者の範囲は、下に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 漁業権者</u> <u>(2) 入漁権者</u> <u>(3) 漁業権漁業の経営者</u> <u>(4) 漁業協同組合関係者</u> <u>(5) 遊漁者</u> <u>(6) その他利害関係のある者</u></p> <p>(公述の機会の公平) 第7条 <u>公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者に発言を許さなければならない。</u></p>
---	--

附 則

この規程は、平成7年5月24日から施行する。

3 改正後全文 別紙のとおり

鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程

改正 令和5年3月20日 第289回委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第64条第5項の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。

- (1) 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課のホームページに掲載
- (2) 本委員会事務局の窓口等での縦覧、配布

(文書の提出)

第5条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）は、委員会が別に定める期日までに当該案件に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要等を郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出することにより申し出なければならない。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、本県内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人とする。

(公述の機会の公平)

第7条 委員会の会長（以下、「会長」という。）は、第5条の規定による申出が多く、公聴会の期日において、全ての者に意見を述べさせることができないと認めるときは、公述者の数を制限することができる。この場合において、会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者を定めるものとする。

2 会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知する。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規定に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の決議によって行う。

附則

この規定は、平成7年5月24日から施行する。

公聴会関係条文

■漁業法（抜粋）

改正後漁業法	（参考）改正前漁業法
<p>（海区漁場計画の作成の手続）</p> <p>第六十四条 1～3 略</p> <p>4 <u>都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5 <u>海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>第六十七条 略</p> <p>2 <u>第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第七十一条 1～3 略</p> <p>4 <u>この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。</u></p> <p>（公示の方法）</p> <p>第八十五条 <u>この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> <p>2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>	<p>（免許の内容等の事前決定）</p> <p>第十一条 1～2 略</p> <p>3 <u>海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。</u></p> <p>4 <u>海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第三十条 1～3 略</p> <p>4 <u>この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</u></p>

■漁業法施行規則（抜粋）：改正前は委員会が行う公聴会に係る規定なし

（海区漁業調整委員会による意見の聴取）

- 第二十三条** 法第六十四条第五項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。
- 2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることを定めるものとする。
- 3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることをできないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

公聴会開催要領（案）

1 漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する第64条第5項及び第171条第4項の規定に基づいて、鳥取県内水面漁場計画（案）に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日時	場所
令和5年4月24日（月） 午後1時30分から	鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室

3 公述者の範囲

本県海面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人であり、次に掲げる者とする。

- (1) 漁業を営む者
- (2) 漁業を営もうとする者
- (3) 漁業協同組合
- (4) 船舶の運航者等
- (5) 法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者
- (6) 水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）
- (7) 水産動植物を採捕する者
- (8) その他利害関係のある者

4 公述にあたっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面（意見用紙の参考は別紙のとおり）を令和5年4月13日（木）までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合15分以内とし、人員は制限しない。）とする。
- (3) 発言を希望する者が多い場合は、公述者の数を制限することがある。また、公述できない者に対しては、別途その旨を通知する。

この要領は、第289回委員会（令和5年3月20日）において決定し、当該公聴会に適用する。

「鳥取県内水面漁場計画（案）」に関する公聴会での意見用紙

《提出先》 鳥取県内水面漁場管理委員会事務局
郵送 〒680-8570（所在地記載不要）
ファクシミリ：0857-26-8131
電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

応募期限：4月13日（木）必着
（郵送の場合4月13日の消印有効）

住所（所在地）			
氏名（名称）※1		電話番号	
職業※2			
利害関係※3	当該水面において、 <input type="checkbox"/> 漁業を営んでいる <input type="checkbox"/> 漁業を営もうしている <input type="checkbox"/> その他（ ）		
具体的な利害関係の内容（どういった利害関係を有するか） （例：〇〇川において、遊漁券を購入し年〇回程度遊漁を行っている。）			

- ※1 法人にあっては、名称及び代表者氏名、担当者氏名を記入してください。
- ※2 漁業に従事する方は従事する漁業の種類、勤務先のある方は勤務先の名称及び所在地を記載してください。
- ※3 漁業法施行規則第23条第1項の規定により、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を申し出る必要があります。利害関係人であることの説明がない場合や当該事案への利害関係人でないと判断される場合には、意見として取り扱わないことがあります。

意見の概要	*意見は別紙にも記載できますが、意見記載欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙には提出者氏名を記載してください。

※発言を希望する者が多い場合は、公述者の数を制限することがあります。
公述できない場合は、別途その旨を通知します。

(公示案)

鳥取県内水面漁場計画（案）について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する第64条第5項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画（案）は、令和5年3月 日（ ）から4月13日（木）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課のホームページに掲示するとともに、鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（鳥取市東町一丁目220鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-20）及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

令和5年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和5年4月24日（月）午後1時30分から

(2) 場所 鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室

2 案件

鳥取県内水面漁場計画（案）について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面を令和5年4月13日（木）までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（郵送：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内、ファクシミリ：0857-26-8131、電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp）に提出すること。なお、郵送の場合、令和5年4月13日の消印有効とする。

「鳥取海区漁場計画（素案）」及び「鳥取県内水面漁場計画（素案）」に対し 意見応募できる利害関係人について

漁業法（以下「法」という。）第64条第1項の規定における「利害関係人」について、法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする際は、法施行規則第22条第2項の規定より、当該事案について利害関係のあることを疎明する必要があります。

利害関係人として想定される者は次の表の左欄のとおりですが、利害関係の有無の判断は、意見者からの利害関係の疎明（説明）や意見の内容により、それぞれに対応する右欄に掲げる事項を確認し、個別具体的に当該主張についての合理性・妥当性の検討により行います。

例えば、近接する漁場に漁業権が免許されている場合であっても、地理的關係及び対象魚種の回遊の關係等から新規漁業権の設定が何らかの影響を与えるものではない場合には、当該主張に合理性・妥当性があるとは考えられない等です。

利害関係人の想定	利害関係の有無の判断のために確認する内容
漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営んでいるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営むことを計画しているか。また、その準備状況はどうか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであるか。 ・漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に示しているか。
船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実があるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地収用等ができる根拠法は何か。また、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっているものであるか。
水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。 ・過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるか。 ・漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に示しているか。
水産動植物を採捕する者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような採捕を行っているか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。

今後のスケジュール

時期	内容
3月20日(月)	内水面漁場管理委員会(漁場計画案の諮問)
3月下旬	公聴会の公示
4月13日(木)	意見の申出期限
4月24日(月)	公聴会の開催(倉吉市:中部総合事務所) 内水面漁場管理委員会(漁場計画案の答申)
5月下旬	漁場計画の公示
6月1日～ 7月12日(水)(予定)	免許申請期間
8月上旬	内水面漁場管理委員会 (適格性・優先順位の審査、諮問・答申)
9月1日	免許

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）まん延防止にかかる指示について

1 コイヘルペスウイルス病（KHV 病）について

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）は、マゴイとニシキゴイに発生する病気。平成 15 年に国内で初めて発生が確認されて以降、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病として指定されている。幼魚から成魚まで発生し、死亡率が高い。感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。また、KHV 病が発生した池や湖の魚を食べたとしても、人体には全く影響がない。現在、有効な治療法はないため、コイの人為的な移動を制限する等の対策をとることでまん延防止を図っている。

発病すると、次の症状があらわれる。

- 行動が緩慢になる ○餌を食べなくなる ○鰓の退色やびらん（ただれ）

2 指示案の概要

本県では H16 に初めて確認されたため、特定疾病 KHV 病に感染したコイの人為的な移動によるまん延を防止し、県内の内水面漁業の保護を図るため H16 年より当委員会の指示を 1 年毎に継続して発出している。

平成 16 年度から平成 29 年度までは KHV 病が発生した水域を対象として指示し、新たに発生した場合、その都度委員会指示の水域の範囲を追加していたが、平成 30 年度からは県内全域を対象とした指示に変更している。

- 指示をする範囲：変更無し（県内全域）
○ 指示の有効期間：変更無し（1 年）令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

3 指示の案（裏面参照）

4 公報等

3 月末の鳥取県公報（告示）、鳥取県漁業調整課の HP に掲載するほか、市町村の協力も得て周知。また、県内鯉養殖場及び他都道府県に対しても通知。

5 KHV 病発生の確認状況（R5. 2 月末時点）

- ・ KHV 病発生件数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21～H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	71	46	1	13	4	0～6件/年	0	0	1	0	0

※発生件数は、県による一次検査で対象のコイ群が陽性と診断された回数。

※令和 4 年度の発生件数は、0 件。

指示（案）

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

令和5年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）まん延防止にかかる指示について

1 コイヘルペスウイルス病（KHV 病）について

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）は、マゴイとニシキゴイに発生する病気。平成 15 年に国内で初めて発生が確認されて以降、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病として指定されている。幼魚から成魚まで発生し、死亡率が高い。感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。また、KHV 病が発生した池や湖の魚を食べたとしても、人体には全く影響がない。現在、有効な治療法はないため、コイの人為的な移動を制限する等の対策をとることでまん延防止を図っている。

発病すると、次の症状があらわれる。

- 行動が緩慢になる ○餌を食べなくなる ○鰓の退色やびらん（ただれ）

2 指示案の概要

本県では H16 に初めて確認されたため、特定疾病 KHV 病に感染したコイの人為的な移動によるまん延を防止し、県内の内水面漁業の保護を図るため H16 年より当委員会の指示を 1 年毎に継続して発出している。

平成 16 年度から平成 29 年度までは KHV 病が発生した水域を対象として指示し、新たに発生した場合、その都度委員会指示の水域の範囲を追加していたが、平成 30 年度からは県内全域を対象とした指示に変更している。

- 指示をする範囲：変更無し（県内全域）
○ 指示の有効期間：変更無し（1 年）令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

3 指示の案（裏面参照）

4 公報等

3 月末の鳥取県公報（告示）、鳥取県漁業調整課の HP に掲載するほか、市町村の協力も得て周知。また、県内鯉養殖場及び他都道府県に対しても通知。

5 KHV 病発生の確認状況（R5. 2 月末時点）

- ・ KHV 病発生件数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21～H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	71	46	1	13	4	0～6件/年	0	0	1	0	0

※発生件数は、県による一次検査で対象のコイ群が陽性と診断された回数。

※令和 4 年度の発生件数は、0 件。

指示（案）

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

令和5年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

増殖目標量の設定について

1 増殖目標量設定の目的

第五種共同漁業権を免許された者（漁業権者）が、漁業権魚種の資源拡大を計画的に行えるよう、委員会が毎年定めている。なお鳥取県では、生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、内水面漁業権に係る増殖指針でその上限値を設定している。

2 増殖目標量の位置づけ

鳥取県では平成 15 年度の漁業権免許（H25 年及び H30 年の漁業権免許においても継続）にあたって、次の「制限又は条件」を付した。

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

漁業法第 168 条の趣旨及び水産庁による技術的助言等をよりどころとして、毎年その年度の増殖目標量を委員会で定め、委員会名で県公報にて一括公示を行っている。

3 令和 5 年度各内水面漁業協同組合による増殖計画及び令和 4 年度実績等について
資料 2 - 2 のとおり4 令和 5 年度増殖目標量（案）について
資料 2 - 3 のとおり

【参考 1】水産庁技術的助言 平成 24 年 6 月 8 日付農林水産省指令 24 水管第 684 号(抄)

- (1) 第五種共同漁業権の設定には、法第 168 条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要です。
- (2) 法第 168 条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の質量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としませんが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に止まるものは、含みません。
- (3) 漁場管理又は漁業取締上漁業権魚種と密接な関係がある魚種であっても、その魚種自体を増殖するのでなければ漁業権の免許対象とはならないため、注意してください。
- (4) 第五種共同漁業権については、免許を受けた者が増殖をする場合でなければ設定できず、また、漁業権者が増殖を怠った場合には当該漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意してください。

ア 免許時の増殖指針の公表

水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として免許申請者の便宜を考慮して知事が別途公表してください。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものではないことを指導してください。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、免許を受けた者が計画的に資源の拡大増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮してください。

また、必要に応じ内水面の豊度に応じた放流のほか、産卵床の造成等繁殖のための施設、堰堤によってそ
上が妨げられている滞留稚魚を上流に汲み上げ再放流する等在来資源のその上の確保等についても、その効果が
顕著であると認められる場合は、これらの組み合わせ等についてもあわせて検討してください。

なお、知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとしてください。

ウ 法第 169 条の増殖計画

漁業権者の増殖実施が目標増殖量等を達成していない場合には、知事は、当該目標量等を検討し、当該年度における水面の生産力、種苗供給状況及び当該漁業権者の経済的負担能力等を勘案して、委員会の意見をきいて増殖計画を定め、当該漁業権者に対し当該計画に従って増殖するよう命ぜられたい。

※改正漁業法後の条項に修正しています。

【参考 2】第五種共同漁業権について

第五種共同漁業権：内水面における漁業権のうち第一種共同漁業権以外のもの

→県内 5 か所の内水面漁業協同組合に免許

第一種共同漁業権：藻類、貝類又は一部の定着性水産動物を採捕目的とする漁業権

→湖山池漁業協同組合及び東郷湖漁業協同組合に免許

【参考法令】漁業法（該当部分抜粋）

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第168条 内水面における第五種共同漁業（第六十条第五項第五号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第一項及び第七十条第一項において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

（以下、省略）

令和5年度各内水漁業協同組合による増殖計画等

漁協	魚種	増殖指針量 (H26~R5までの単年度放流量) 湖山池のみ (H30~R5)	漁協増殖計画 (令和5年度)	(参考1) 令和4年度増殖実績	(参考2) 令和4年度増殖目標量	備考
千代川	あゆ	44万尾~408万尾 (増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：74万8千尾(5,500kg) 産卵床造成：3,900㎡	放流：74万8千尾(5,500kg) 産卵床造成：3,900㎡	放流：74万8千尾 産卵床造成：3,000㎡	
	溪流魚	7万3千~41万3千尾 (増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：9万3,086尾(3,677kg) (うち成魚4万9,958尾)	放流：10万4,268尾(3,871kg) (うち成魚5万358尾)	放流：10万4,268尾	
	こい	—	—	—	—	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
天神川	あゆ	5万尾~58万尾 (増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：18万尾 卵：50万粒	放流：15万尾 卵：50万粒	放流：15万尾	令和4年度より新たに発眼卵の放流を開始。 (天神川河口部1箇所2回放流)
	溪流魚	3万1千尾~17万7千尾 (増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：5万2,300尾 産卵床造成：10㎡	放流：7万3,500尾 産卵床造成：9.61㎡	放流：6万3千尾	
	こい	—	—	—	—	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
日野川	あゆ	33万尾~336万尾 (増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：200万尾 産卵床造成：13,000㎡	放流：284万尾 産卵床造成：13,000㎡	放流：200万尾 産卵床造成：13,000㎡	
	溪流魚	7万6千尾~43万尾 (増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。)	放流：4万8千尾 産卵床造成：1,200㎡ (参考：1,200×45尾=5万4千尾 合計：10万2千尾)	放流：4万8千尾(うち成魚2万4千尾) 産卵床造成：1,200㎡ (参考：1,200×45尾=5万4千尾 合計：10万2千尾)	放流：4万8千尾 産卵床造成：1,200㎡	産卵場造成を加え、増殖指針量の範囲内となる。
	こい	—	—	—	—	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
湖山池	うなぎ	—	放流：40kg	放流：40kg	放流：40kg	指針の設定なし(H24の実績を維持 H24：40kg)
	こい	—	—	—	—	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
	うなぎ	—	放流：30kg	放流：30kg	放流：30kg	指針の設定なし(H24の実績を維持 H24：30kg)
	いな	指針の設定なし(漁協の計画どおり：効果を検証しつつH25の目標程度を維持：増殖効果がなければ次期漁業権魚種として適当か検討)	放流：5万尾 産卵床造成：キンラン設置3箇所 卵：200万粒	放流：5万尾 産卵床造成：キンラン設置3箇所 なし(卵を購入できなかったため)	放流：5万尾 産卵床造成：3箇所	H25：産卵用網設置4か所(効果(見込み)8万尾)
	わかさぎ	—	—	—	—	H25：卵放流1千万粒
東郷湖	しらうお	—	産卵床造成：600㎡	産卵床造成：600㎡	産卵床造成：600㎡	木の枝を所定の位置に入れる H25：600㎡
	えび	—	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	木の枝を所定の位置に入れる H25：2,000㎡
	こい	—	—	—	—	KHV病まん延防止対策として、増殖目標量の設定を控える。
	いな	3万尾~ ※産卵場造成効果含む	放流：3万尾	放流：3万尾	放流：3万尾	
	うなぎ	—	放流：60kg	放流：60kg	放流：60kg	指針の設定なし(H24の実績を維持 H24：50kg)
	わかさぎ	産卵床造成：960㎡以上	産卵床造成：5,000㎡	産卵床造成：5,000㎡	産卵床造成：5,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る
しらうお	産卵床造成：400㎡以上	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る	
えび	産卵床造成：1,000㎡以上	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	産卵床造成：2,000㎡	柴木を沈め産卵場を作る	
ぼらすずき	天然遡上(3月)を支援 (障害物除去)	遡上支援のための 障害物の除去 1回	遡上支援のための 障害物の除去 1回	—	—	

※溪流魚は、いわな、やまめ、あまご、にじますを合算。
 ※こいは、KHV病まん延防止対策として、増殖目標から除外する。
 ※あゆの増殖指針量には汲上げ放流量は含まれていない。
 ※うなぎは稚魚の調達が年々困難になってきていることから、漁協の計画どおり放流を行う(H24の実績を維持)

令和5年度増殖目標量(案)

令和5年度の各漁協への増殖計画は増殖指針量の範囲内のため、概ね令和5年度の各漁協の増殖計画のとおりとする。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

令和5年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	748千尾
				産卵床の造成	3,900平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	94千尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	180千尾
				〃	500千粒
			溪流魚	種苗の放流	53千尾
				産卵床の造成	10平方メートル
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	48千尾
				産卵床の造成	1,200平方メートル
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	〃	50千尾
				産卵床の造成	3箇所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	2,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
			ぼら・すずき	稚魚の遡上支援のための障害物の除去	1回(3月)

注 溪流魚は、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじますの合計を指す。

内水面漁業権に係る増殖指針

漁協	魚種	増殖指針量 (H26～H35までの単年度放流量) 湖山池のみ(H26～H30)	備考	参考 (H15指針)
千代川	あゆ	44万尾～408万尾	○増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡。」により換えることができる。 ○汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする	33万～195万尾
	溪流魚	7万3千～41万3千尾	○増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。	3万6千～24万1千尾
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—
天神川	あゆ	5万尾～58万尾	○増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡。」により換えることができる。 ○汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする	5万～56万尾
	溪流魚	3万1千尾～17万7千尾	○増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。	2万5千尾～16万7千尾
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—
日野川	あゆ	33万尾～336万尾	○増殖量の一部を産卵場造成「156尾/㎡。」により換えることができる。 ○汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする。	43万～177万尾 (177万尾には汲み上げ放流33万尾含む)
	溪流魚	7万6千尾～43万尾	○増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」に換える事が出来る。	5万1千～34万1千尾
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—
	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	—
湖山池	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—
	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	—
	ふな	指針の設定なし(漁協の計画どおり：効果を検証しつつH25の目標程度を維持：増殖効果がなければ次期漁業権魚種として適当か検討)		8万尾
	わかさぎ			卵放流：3千万粒 産卵床造成：1,450㎡
	しらうお			産卵床造成：600㎡～
えび			産卵床造成：2,000㎡	
東郷湖	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—
	ふな	3万尾～ ※産卵場造成効果含む	効果を検証しつつ、産卵場造成の効果が高ければ、放流から産卵床の造成に移行。	6万尾
	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	—
	わかさぎ	産卵床造成：960㎡以上		卵放流：8百万粒 産卵床造成：670㎡
	しらうお	産卵床造成：400㎡以上		産卵床造成：400㎡～
	えび	産卵床造成：1,000㎡以上		産卵床造成：1,000㎡
	ぼらすずき	天然遡上(3月)を支援 (障害物除去)		天然遡上(3月)を支援 (障害物除去)
※溪流魚は、いわな、やまめ、あまご、にじますを合算。 ※アユの増殖指針量には、汲み上げ放流量は含まれていない。				
参考(増殖指針量とは) 漁業権の存続期間中、毎年度各漁協が増殖する際の目安となる量。 毎年度、内水面漁場管理委員会が定めて公表する増殖目標量の基準にもなる。 しかし、期間中固定化して考えるべきものではなく、必要に応じて随時その値を見直すことができる。				

増殖指針量の算定について（千代川）

●あゆ

- 1 総延長 128.6 km
- 2 漁場面積 3,230,750 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

①資源許容量

$$3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 4,846,125$$

②稚魚換算

$$4,846,125 \div 0.8 \text{ (稚魚生存率)} = 6,057,656$$

③必要放流量

$$6,057,656 \text{ 尾} - 1,978,000 \text{ (天然遡上量平均値)} = \mathbf{4,079,656 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

①資源許容量

$$3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,938,450$$

②稚魚換算

$$1,938,450 \div 0.8 = 2,423,000$$

③必要放流量

$$2,423,000 - 1,978,000 \text{ (天然遡上量平均値)} = \mathbf{445,063 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = **増殖指針量 (44万尾～408万尾)**

なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m²」により換えることができる。

また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする。

【資料】

漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等

成魚生息密度 (0.6～1.5 尾/m²)：0.6=内漁連資料、1.5=(島根県水産技術センター) 高津川におけるアユの適正収容量の推定。

天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料

天然遡上量：栽培漁業センター調査 (H13～23 (データのある直近5年間) の平均値)

産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書—産卵場造成による資源増殖を目指して— H22年3月 水産庁」

●溪流魚 (やまめ、いわな、にじます合計)

- 1 総延長：145.8 km
- 2 漁場面積：646,364 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

$$646,364 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.09 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = \mathbf{413,673 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

$$646,364 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.17 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = \mathbf{73,001 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = **増殖指針量 (7万3千尾～41万3千尾)**

なお、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m²」に換える事が出来る。

【資料】

漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、現地測量を実施

生息密度 (0.09 尾/m²)：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.09 尾/m² (中村, 2012)

(0.03 尾/m²)：マス類の河川放流に関する研究—Ⅲ (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

生存率：アマゴの稚魚放流から全長 15cm に達するまでの残存率：9%、17% (滋賀県, 2012)

放流魚生息率 (0.64)：イワナ及びアマゴの放流効果調査 H10 (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

産卵場造成「45尾/m²」：人工産卵床の増殖指針 (水産庁)

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。

放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

増殖指針量の算定について（天神川）

●あ ゆ

- 1 総延長 51.3 km
- 2 漁場面積 464,750 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

①資源許容量

$$464,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 697,125$$

②稚魚換算

$$697,125 \div 0.8 = 871,406$$

③必要放流量

$$871,406 \text{ 尾} - 290,800 \text{ (天然遡上量平均値)} = \mathbf{580,606 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

①資源許容量

$$376,447 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 225,868$$

②稚魚換算

$$225,868 \div 0.8 = 282,335$$

③必要放流量

$$282,335 - 290,800 \text{ (天然遡上量次最小値)} = \mathbf{57,763 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = **増殖指針量（5万尾～58万尾）**

なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m²。」により換えることができる。

また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする。

【資料】

漁場面積：漁協開取、国交省・県土木河川図等を元に（H25）栽培漁業センターで積算

成魚生息密度（0.6～1.5尾/m²）：0.6＝内漁連資料、1.5＝（島根県水産技術センター）高津川におけるアユの適正収容量の推定。

天然稚魚の生残率（0.8）：内漁連資料

天然遡上量：栽培漁業センター調査（H20～24（データのある直近5年間）の平均値）。

産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書－産卵床造成による資源増殖を目指して－ H22年3月 水産庁」

●溪流魚（やまめ、いわな、にじます合計）

- 1 総延長：74.8 km
- 2 漁場面積：276,610 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

$$276,610 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.09 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = \mathbf{177,030 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

$$276,610 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.17 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = \mathbf{31,241 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = **増殖指針量（3万1千尾～17万7千尾）**

なお、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m²」に換える事が出来る。

【資料】

漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、現地測量を実施

生息密度（0.09尾/m²）：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.10尾/m²（中村，2012）

（0.03尾/m²）：マス類の河川放流に関する研究－Ⅲ（全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会）

生存率：アマゴの稚魚放流から全長15cmに達するまでの残存率：9%、17%（滋賀県，2012）

放流魚生息率（0.64）：イワナ及びアマゴの放流効果調査 H10（全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会）

産卵場造成「45尾/m²」：人工産卵床の増殖指針（水産庁）

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。

放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

増殖指針量の算定について（日野川）

●あゆ

- 1 総延長 124 km
- 2 漁場面積 2,691,600 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

①資源許容量

$$2,691,600 \text{ m}^2 (\text{漁場面積}) \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 (\text{生息密度}) = 4,037,400$$

②稚魚換算

$$4,037,400 \div 0.8 (\text{稚魚生存率}) = 5,046,750$$

③必要放流量

$$5,046,750 - 1,685,200 (\text{天然遡上量平均値}) = \mathbf{3,361,550 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

①資源許容量

$$2,691,600 \text{ m}^2 (\text{漁場面積}) \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 (\text{生息密度}) = 1,614,960$$

②稚魚換算

$$1,614,960 \div 0.8 = 2,018,700$$

③必要放流量

$$2,018,700 - 1,685,200 (\text{天然遡上量平均値}) = \mathbf{333,500 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = 増殖指針量 (33万尾～336万尾)

なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m²。」により換えることができる。

また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする

【資料】

漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等

成魚生息密度 (0.6～1.5 尾/m²)：0.6=内漁連資料、1.5=(島根県水産技術センター) 高津川におけるアユの適正収容量の推定。

天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料

天然遡上量：水産試験場調査 (H16～24 (データのある直近5年間) の平均値)

産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書—産卵場造成による資源増殖を目指して— H22年3月 水産庁」

●やまめ、いわな、にじます合計

- 1 総延長：153.5 km
- 2 漁場面積：672,018 m²
- 3 増殖指針量算定式

(1) 最大値

$$672,018 \text{ m}^2 (\text{漁場面積}) \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 (\text{生息密度}) \div 0.09 (\text{生残率}) \times 0.64 (\text{放流魚生息率}) = \mathbf{430,092 \text{ 尾}}$$

(2) 最小値

$$672,018 \text{ m}^2 (\text{漁場面積}) \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 (\text{生息密度}) \div 0.17 (\text{生残率}) \times 0.64 (\text{放流魚生息率}) = \mathbf{75,899 \text{ 尾}}$$

4 必要放流量 = 増殖指針量 (7万6千尾～43万尾)

なお、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m²」に換える事が出来る。

【資料】

漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、現地測量を実施

生息密度 (0.09 尾/m²)：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.10 尾/m² (中村, 2012)

(0. 0.3 尾/m²)：マス類の河川放流に関する研究—Ⅲ (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

生存率：アマゴの稚魚放流から全長 15cm に達するまでの残存率：9%、17% (滋賀県, 2012)

放流魚生息率 (0.64)：イワナ及びアマゴの放流効果調査 H10 (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

産卵場造成「45尾/m²」：人工産卵床の増殖指針 (水産庁)

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。

放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

●うなぎ

稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、従前どおり漁協の計画どおり放流を行う (現在の実績を維持)。

増殖指針量の算定について（東郷湖）

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。
放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

●ふな

(1) 種苗の大きさは3cm以上又は6g以上とする。

(2) 増殖指針量の算定

○漁獲量は大幅に減少しているが、これは、資源の減少が原因ではなく、漁業実態の減少によるものとのことであり、漁獲実態を勘案して増殖量を減少する。

また、産卵床造成が効果が高いとの研究結果もあることから、増殖量には産卵床造成の効果も加える。（効果を検証しながら、より効果的な方法を選択）

○産卵床造成効果=382尾/㎡

増殖指針量 (尾)	放流実績 H23～	放流実績等(尾)		備考
		H15増殖指針	H5増殖指針	
30,000～	30,000	60,000	40,000	

【参考】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	H15	H20	H24	備考
量(t)	60	30	15	0.15	

●うなぎ

稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、従前どおり漁協の計画どおり放流を行う（現在の実績を維持）。

●わかさぎ

東郷池については、栽培漁業センターの調査で卵のふ化放流の効果があまりないとの調査結果があり、卵のふ化放流については見合わせ、産卵床造成により増殖を行うこととする。

なお、資源量は減少傾向にあるとのことであるが、近年の夏の高水温が影響している可能性が高いとの栽培漁業センターの見解もあり、増殖量を増やしても夏場に水温が異常に上昇すれば減少してしまう。

平成15年の指針時の平均漁獲量（1t）を目安に産卵場造成により増殖を行うこととする。

必要造成面積の計算

平均漁獲量1t=約1.9千万粒/0.8=約2.4千万粒

2.4千万粒÷25粒/半径1.8cm=960㎡

増殖指針量=産卵床造成 960㎡以上

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	H15	H20	H24	備考
量(t)	0.7	0.1	0	0	漁獲はほとんど無い (漁協聞取)

【参考2】漁協から聞き取り

近年、資源量が少なくなっており漁をしてもまとまった漁獲がないために漁をしていない。そのため0となっているが、資源の減少原因は夏場の水温上昇であり、条件が良ければ現行の産卵床造成で増殖は可能でありシジミが不漁の際に代わりになるように期待している。

●しらうお

平成16年度より次第に産卵床造成面積を増加させてきた結果、資源量は安定していると推測されることから、現行指針量から変更しない。
増殖指針量＝産卵床造成 400 m²以上（覆砂、清掃）

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	H16	H20	H25	備考
量(t)	1	0.5	0.1	0	漁業者による採捕が減少した。

【参考2】漁協からの聞き取り

近年、漁業者による採捕がほとんどは無いため、漁獲量は0になっているが、一般遊漁者による採捕は増えてきている（一般者の採捕は把握できない）。資源量は遡上、降下（水門の開閉）により影響を受けることもあるが、維持できていると考える。

●えび

資源量が減少傾向にあるとのことだが、漁協も指針以上の増殖努力を行っていることから、従来の産卵床造成面積を維持する。。

増殖指針面積 (m ²)	H19～H24年 度増殖実績	放流実績等(m ²)		備考
		H15増殖指針	H5増殖指針	
1,000	2,000	1,000	1,000	

増殖指針量＝産卵床造成 1,000 m²以上

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移（漁獲量＝資源量ではない）

年度	H10	H15	H20	H22	H24	備考
量(t)	1	1	0.5	0.3	0.096	

【参考2】漁協からの聞き取り

資源量が減少傾向にあるのは、塩分濃度を少し高めに設定していることが原因かもしれない。

●ぼら、すずき

天然遡上を支援するために障害物を除去する。（毎年3月）

鳥取県水産振興局における令和5年度の予算について

【主要事業の概要】

1 水産振興課、栽培漁業センター

○アユ資源回復事業

- ・ 魚を育む内水面漁業活動支援事業
- ・ 小わざ魚道改修事業
- ・ 内水面漁業研究事業（アユ資源緊急回復試験）

2 漁業調整課

○内水面漁業取締費

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

5 項 水産業費

2 目 水産業振興費

1 0 目 栽培漁業センター費

水産振興課（内線：7316）

栽培漁業センター（電話：0858-34-3321）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アユ資源回復事業	20,940	40,883	△19,943	2,534	<3,500> 5,000		13,406	県費負担 16,906
トータルコスト	34,155千円（前年度54,199千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.8人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、協議会開催、魚道修繕、調査・試験							
工程表の政策内容	漁業経営の所得向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 平成26年から続いているアユの不漁対策を総合的に実施する。 （令和4年は日野川、天神川で前年比10倍超の遡上が見られる等、大きく回復基調が確認された）								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業概要						予算額	実施所属
魚を育む内水面漁業活動支援事業	魚の豊かな川づくりを推進するため、県内3大河川の漁業協同組合等が行う環境保全活動等に要する経費を支援する。（補助率：定額）						8,000	水産振興課
小わざ魚道改修事業	簡易で安価な「小わざ」手法により、アユの遡上阻害が起きている魚道の改修及び評価のための調査を行う。改修は、国、県、漁協、専門家等で組織した「水辺の環境保全協議会」において優先順位を協議しながら順次実施している。						7,000	
内水面漁業研究事業（アユ資源緊急回復試験）	国・大学・関係県と連携し、アユ資源減耗の原因究明を進めるとともに、「アユ不漁対策プラン」（令和元年度策定）を更新し、より効果的な不漁対策の普及指導に努め、資源回復を目指す。						5,940	栽培漁業センター
合計						20,940		
<参考：関係部局における施策>（単位：千円）								
区分	予算額	事業概要					実施所属	
カワウ被害緊急対策事業	5,190	改訂した鳥取県カワウ被害対策指針（令和2年6月）に基づき、主要河川のうちカワウの被害から守るべき区間を選定し、総合的な対策を全庁的な連携体制で取り組む。					生活環境部 緑豊かな自然課	
3 事業目標・取組状況・改善点								
(1) 事業目標 魚道修繕やカワウ対策及びアユ産卵場造成等を各漁協と共に実施し、アユ資源の早期回復・安定を目指す。								
(2) 取組状況・改善点 水系全体の生態系を豊かにするため、関係機関（国、県、漁協、専門家）が水辺の環境保全の推進及び実施について協議する「水辺の環境保全協議会」をH29年に設置し、魚類等の遡上を阻害している魚道の改修や河川環境の改善に係わる施策等について協議している。同協議で承認を得た緊急で修繕すべき魚道について、「小わざ魚道」と呼ばれる手法により改善を図ることとしており、令和4年度は千代川永野堰、日野川蚊屋堰で施工実施、令和5年度は天神川大原堰の設計等を予定している。 県の調査によりアユの産卵時期が早期に集中し、海域での仔魚の生残率が低下したことが示唆されたため、産卵が晩期まで継続するよう、令和4年度から産卵場造成時期を例年より遅らせ、アユ親魚を放流した。現在のところ、遡上数が回復した令和4年同時期より、さらに海域におけるアユ仔魚生残は良好であり、遡上増加が期待できる。								

（注）起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

魚を育む内水面漁業活動支援事業の概要

補助要件項目	補助要件項目詳細	対象経費	具体例	特記事項
河川・湖沼内の水産資源増殖	採卵、採卵のための捕獲	採卵又は採卵のための親魚を捕獲するために必要な報償費(謝金)及び需用費(消耗品費、燃料費)	作業人件費 ヤナの設置	ア 1団体あたり交付額について、河川漁協については2,000千円、湖沼漁協及び任意団体については1,000千円を上限とする。 イ 人件費については各団体の定める規定に基づき算定することとし、その上限は本事業に係る活動を行う時間1時間当たり792円(予算要求時点の県最低賃金時間単価)を上限とする。 ウ 本事業は河川、湖沼の水域に係る事業を対象とする。単なる護岸の清掃や草刈りは対象としない。
	種卵又は種苗購入	種卵又は種苗購入及び種苗育成のために必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費、燃料費)、役務費及び委託料(育成委託料)	種卵、種苗の購入 種苗育成の人件費 種苗育成作業費 種苗育成委託費(委託する場合)	
鳥獣被害の防除	鳥獣駆除	鳥獣駆除を実施するために必要な委託料	猟友会への駆除委託料	エ 水産資源増殖については、漁業権魚種は対象外(ただし、県内産のアユ人工種苗を購入し、放流する内水面漁業協同組合に対し、過去3年間の県内産人工種苗アユの平均放流実績を上回る放流分の種苗購入経費は補助対象)とする。
	鳥獣の追払い	追払いを実施するために必要な報償費(謝金)及び需用費(消耗品費)	作業人件費 追払い用の花火購入	
	鳥獣の追払い装置の導入	テグス設置にかかわる労務緩和のために必要な役務費及び備品購入費(維持費は除く)	作業人件費 テグス設置強化	
漁場環境の改善	人工産卵場等の造成	人工産卵場の整備や覆砂等に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費、燃料費)、委託料、使用料及び賃借料	作業人件費 手袋等作業道具費、重機等の修理・賃借料	
	河川湖沼内の清掃	活動に必要な報償費(謝金)及び需用費(消耗品費)	作業人件費 手袋等作業道具費	
	外来魚の駆除	活動に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料	作業人件費 電気ショッカー借用料	
	魚類生息状況調査	活動に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費)、委託料	作業人件費 水中作業用具費 調査委託料	
普及啓発	釣り場マップの作成	作成に必要な需用費(印刷製本費)	印刷費	
	釣り教室の開催※	釣り教室開催に用いる報償費(謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費)	講師(組合員)人件費 釣竿、釣糸等の購入	

小わざ魚道改修事業（永野堰）

東部農林事務所地域整備課



- 事業期間：令和3年度～令和4年度
 事業内容：詳細設計1式、簡易魚道整備1基
 令和4年度実施内容：簡易魚道設置工事
- ・既設魚道の隔壁・側壁を撤去し、小わざ魚道のベースとして活用
 - ・斜路の勾配は、流下方向正面を1/5とし、左右を1/7
 - ・粗石の配置は30～60cmの粗石がm2当り5個とし、粗石を支える直径13mm長さ30cmの差筋を粗石1個につき2本配置した。

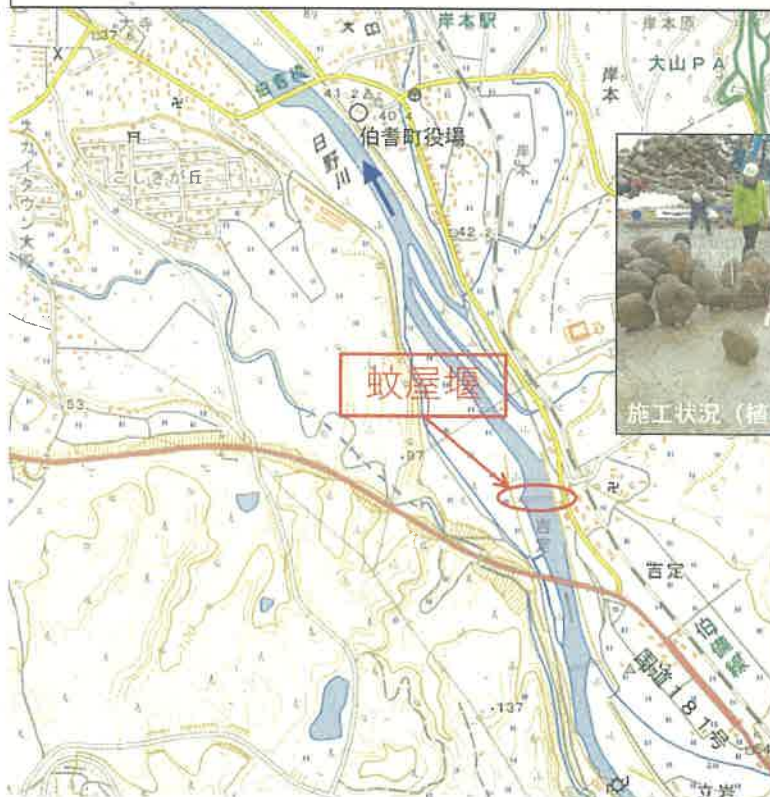


小わざ魚道改修事業（蚊屋堰；西伯郡伯耆町吉定）

西部農林局地域整備課

日野川本川にある蚊屋堰において、既設魚道があるものの十分に機能していないため、アユ等の水産資源の回復を図ることを目的に、令和4年12月から魚道の改修工事を行っており、令和5年3月に完成予定である。

魚道の設計・工事の際は、漁協や有識者の意見を踏まえて実施している。



令和4年度アユ資源緊急回復試験の経過について

鳥取県栽培漁業センター

1. 天然アユの遡上状況

・遡上尾数は日野川76.6万尾、天神川11.0万尾、千代川5.8万尾。日野川および天神川は9年ぶりに大幅な増加(図1-1)。
 ・日野川における天然アユの孵化日組成は11月上旬～下旬生まれが主体。仔魚の流下時期と比較すると、特に10月上旬～中旬生まれの生き残りが悪かった(図1-2)。
 ・孵化日組成と美保湾における動物プランクトンの発生時期(図1-3)は概ね一致しており、餌料環境が仔稚魚の生残に大きく影響したものと考えられる。

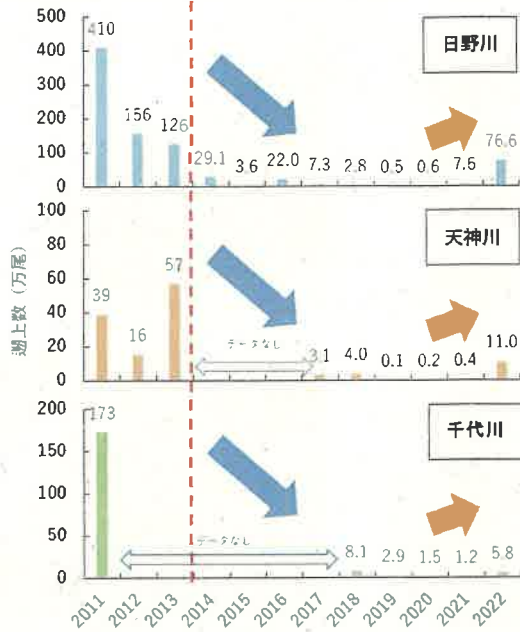


図1-1 県内3河川における遡上数の推移

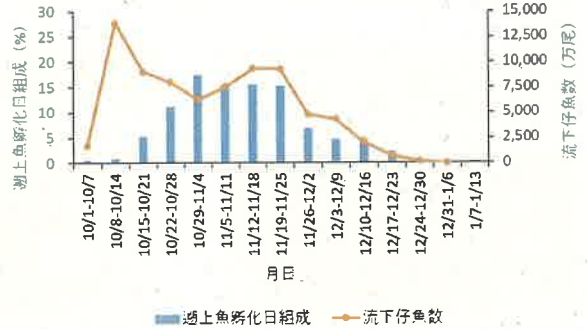


図1-2 日野川における遡上魚の孵化時期と仔魚の流下時期の比較

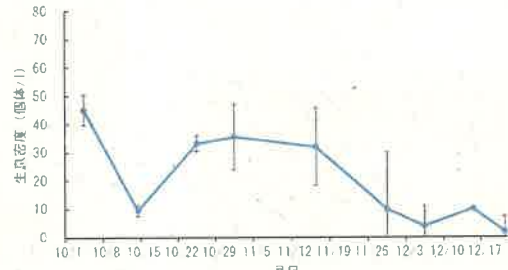


図1-3 R3年秋季の動物プランクトン生息密度

1

2. 日野川における産卵状況

【目的・方法】

日野川水系漁協が車尾堰下流(図2)において行う産卵場造成について、近年の遡上魚の孵化日組成(11月以降が主体)を考慮し、試験的に10月中旬(10月15日～16日)に実施された。本調査ではその効果を把握することを目的とし、10月下旬に産卵状況を調べた。

【結果・考察】

- ・造成作業によって1,700㎡が産卵可能な環境となり、そのうち810㎡(造成範囲の48%)で産卵が確認された(写真2-1,2-2)。
- ・造成後の河床はアユが産卵しやすい環境(砂の減少、小石が浮石状態)となっており、効果的な産卵場造成が行われたと考えられる(写真2-3)。
- ・なおこの地点では、産卵に必要な小石が減少してきており、今後は小石を投入するなどの対策が必要である。



図2 調査地点



写真2-1 確認された卵



写真2-2 産卵が確認された地点



写真2-3 日野川車尾堰下流の河床(左:造成前、右:造成後)

2

3. 千代川及び天神川における親魚放流試験

【目的】

千代川および天神川ではアユの遡上不良に伴い親魚が著しく減少しており、産卵量の不足等によりアユ資源が回復しないことが危惧された。そこで産卵場にカワウ防除テグスを設置した上で、令和4年10月下旬～11月上旬に背鰭付近に標識した人工アユ(以下、「標識魚」)各1,000尾を放流し、11月上旬に親魚の生息状況及び産卵状況を調べた(写真3-1、3-4)。

【結果・考察】

- 両河川ともに採捕調査によって、河川在住の親魚とともに標識魚が採捕されたほか、周辺の河床から卵が確認されたことから、標識魚も産卵に参加したものと考えられる(写真3-2,3,5,6)。
- 周辺にはカワウ、サギ類等が飛来していたが、テグス設置地点付近に降下することができない模様であった。
- 以上の点から、好適な産卵環境に親魚放流やカワウ対策を行うことで、一定数のアユが産卵を継続でき、資源回復に繋がる可能性が示唆された。



写真3-1 実施地点(千代川)



写真3-2 採捕された標識魚(千代川)



写真3-3 アユの卵(千代川)



写真3-4 実施地点(天神川)



写真3-5 採捕された標識魚(天神川)



写真3-6 アユの卵(天神川)

3

4. 仔魚の流下状況 4-1 日野川

【目的・方法】

日野川における仔魚の流下状況を把握するために、下流部において、10月上旬～12月下旬まで定期的に流下仔魚を採集し、流下状況を調べた。(仔魚の採集は日野川水系漁協に委託)

【結果・考察】

(1) 流下状況

- 仔魚の流下ピークは10月下旬と11月中～下旬の2回であった(図4-1)。また、12月以降も流下が続いたことから、日野川におけるアユの産卵期間が比較的長く続いたものと考えられる。
- 日野川水系漁協の取り組み(親魚保護、10月中旬の産卵場造成、造成後の親魚放流)によって、仔魚が長期にわたって流下したものと推測される。

(2) 流下仔魚総数の評価

- 流下仔魚総数は約9億4,000万尾(図4-2)。天然遡上魚が減少する以前の値(2005年～2012年平均 約9億5,000万尾)に匹敵する値であった。
- 遡上数の増加による親魚数の増加と前述の増殖策が寄与したものと推測される。

※この値は暫定値のため、河川流量の確定とともに大きく変わる可能性がある。(2024年1月頃確定)



図4-1 日野川における各調査日の流下仔魚数

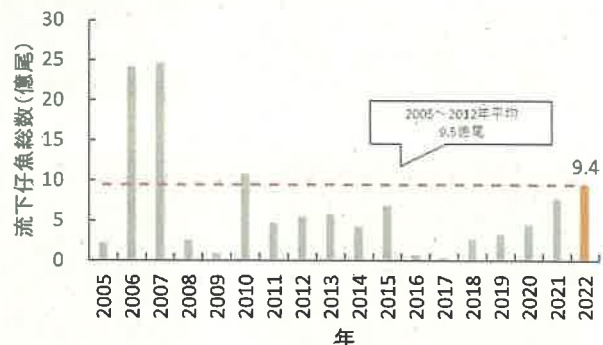


図4-2 日野川における流下仔魚総数

6

4

4. 仔魚の流下状況 4-2千代川

【目的・方法】

千代川における仔魚の流下状況を把握するために、下流部において、10月上旬～12月下旬まで定期的に流下仔魚を採集し、流下状況を調べた。(仔魚の採集は千代川漁協に委託)

【結果・考察】

(1) 流下状況

- 仔魚の流下ピークは11月上旬であった(図4-3)。また、12月以降も流下が続いたことから、千代川におけるアユの産卵期間が比較的長く続いたものと考えられる。
- 千代川漁協の取り組み(親魚保護、10月中旬の産卵場造成)や親魚放流によって、産卵期間が長期化し、仔魚が長期にわたって流下したものと推測される。

(2) 流下仔魚総数の評価

- 流下仔魚総数は約5億1,000万尾であった。調査地点が異なるため単純比較はできないが、過去最多の流下仔魚総数であった(図4-4)。
 - 遡上数の増加による親魚数の増加と前述の増殖策が寄与したものと推測される。
- ※この値は暫定値のため、河川流量の確定とともに大きく変わる可能性がある。

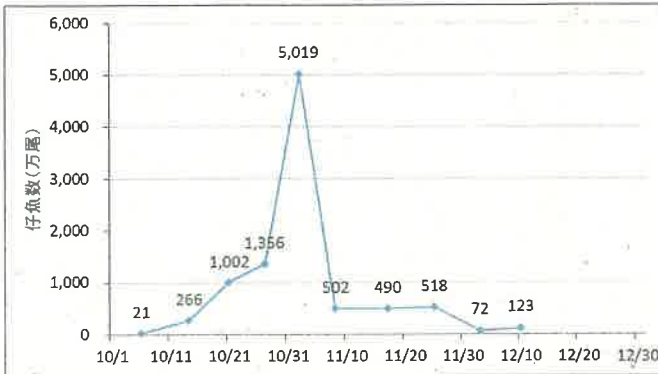


図4-3 千代川における各調査日の流下仔魚数

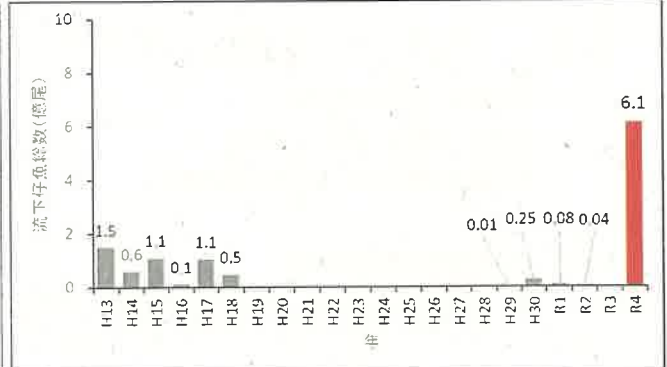


図4-4 千代川における流下仔魚総数

5

5. 海域調査 ((国研)水産研究・教育機構との共同研究)

【目的】

アユ海域生活期における餌の発生量がアユ仔稚魚の生残に影響を及ぼす可能性が考えられる。そこで、美保湾沿岸域において、アユの餌となる動物プランクトンの発生状況やアユ仔稚魚の生残状況を把握することを目的に、令和4年10月から令和5年2月にかけて、動物プランクトン調査及び海岸における仔稚魚の採捕調査を実施した。

【結果・考察】

(1) 動物プランクトンの発生状況

仔魚の餌料として重要なカイアシ類ノープリウス幼生10～11月の平均生息密度は19.4個体/lで、2019年以前より多い傾向にある(図5-1)。

(2) 仔稚魚の採捕状況

- 12月の単位時間あたりの採捕量(CPUE)の平均は過去最多であり(図5-2)、沿岸域におけるアユの生残状況は良好。秋季に動物プランクトンの量が比較的多かったことが一因と推察される。
- なお、県中部においても美保湾と同様に多くの仔稚魚が採捕されたほか、県東部でも公立鳥取環境大学によって11月に多数の仔魚が採捕されており、全局的にアユ仔稚魚の生残状況が良好と考えられる。
- 美保湾における12月のCPUEの平均と翌春日野川の遡上数には正の相関⇒令和5年春季の遡上も好調となる可能性が考えられる。

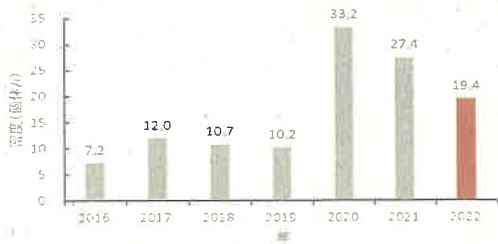


図5-1 カイアシ類ノープリウス幼生平均密度の経年比較

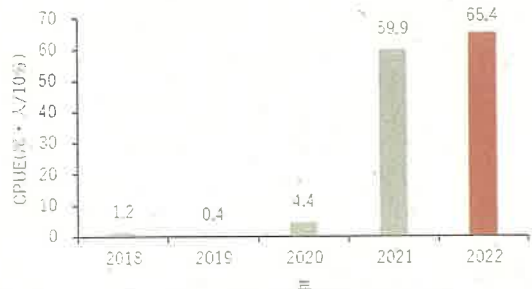


図5-2 仔魚の採捕量の経年比較

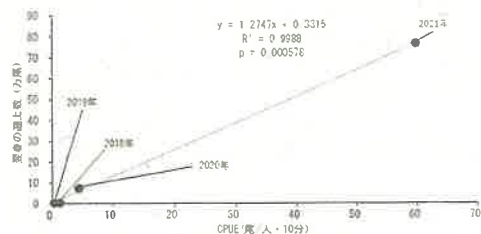


図5-3 仔魚の採捕量と翌年遡上量の比較

6

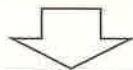
天然アユの減少原因と対策

原因

(1) 流下仔魚量の減少

- ・秋季の豪雨災害による卵・仔魚等の流失
- ・遡上不良による親魚量の減少⇒仔魚量の減少
- ・産卵環境の悪化(産卵場における砂の増加、産卵に適した礫の減少)

(2) 仔魚の餌となる動物プランクトンの発生量が少ない



対策 流下仔魚量を増やし長期間流下させる

(1) 親魚の確保と保護

- ・禁漁期間・区域の設定
- ・親魚放流による親魚数確保

(2) 産卵環境の整備

- ・産卵場造成とカワウ防除テグスの設置

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6.款 農林水産業費
5.項 水産業費
5.目 漁業取締費

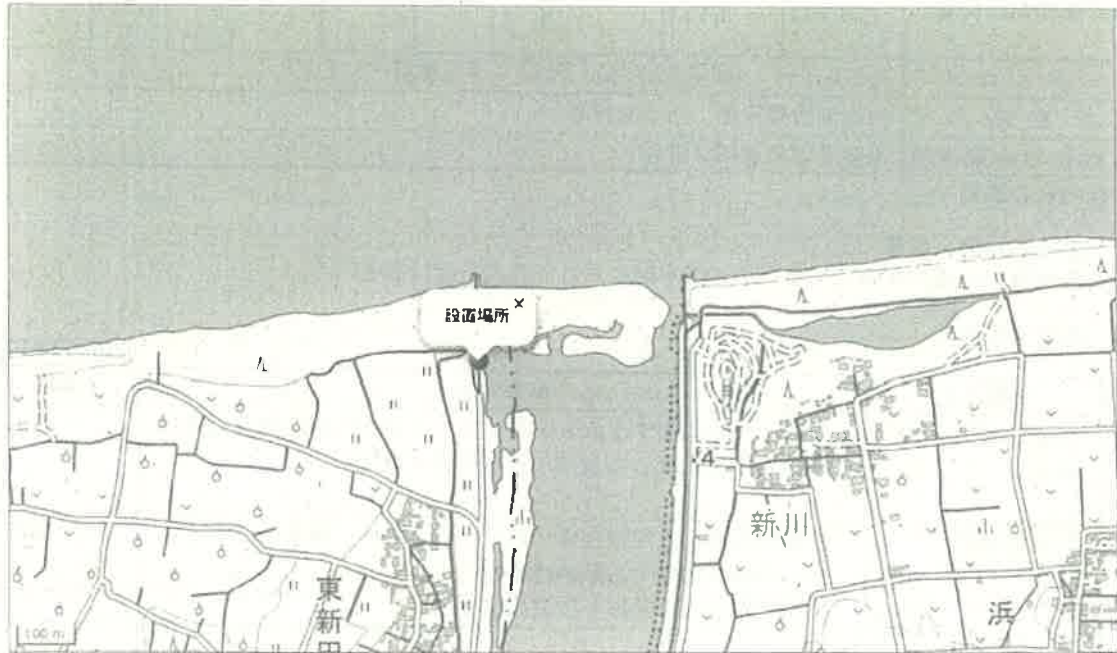
漁業調整課 (内線: 7339)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
内水面漁業取締費	6,013	6,013	0				6,013	
トータルコスト	7,572千円 (前年度 7,590千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	内水面漁業取締、内水面指導							
工程表の政策内容	水産資源の適切な管理							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 漁業秩序の維持を確立するため、内水面における漁業取締活動を行う。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
事業区分	事業内容						予算額	
内水面漁業指導員経費	・内水面漁業に関する法令が励行されるよう内水面漁業指導員(13人)を配置して適切な漁業指導・監視を行う。						5,473	
取締活動費	・知事が任命した漁業監督公務員が内水面の「漁業に関する法令」の励行に関する取締活動を行う。 ・禁漁区域を示す看板を設置修繕する。						540	
合 計						6,013		
3 事業目標・取組状況・改善点								
(1) 事業目標 監視・指導及び周知を充実させ、内水面に係る漁業調整規則違反件数を0件にする。								
(2) 取組状況・改善点 内水面漁業指導員による指導・監視を継続して行っている。また、禁止区域が分かりにくい箇所を中心に、禁止区域を示す看板の設置を進めた。								

【禁止区域を設置する看板の設置状況】

令和4年度：天神川尻の禁止区域について看板などがなかったため、新設

■設置位置



■設置した看板

